

## 長野県小水力活用検討会設置要綱

### (設置)

第1 平成21年度総務省「緑の分権改革推進事業」を的確に遂行するため、小水力発電（導入可能性調査及び実証調査）に係る事項について検討することを目的として、長野県小水力活用検討会（以下「検討会」という。）を置く。

### (組織)

第2 検討会は、委員8名以内で組織する。

2 委員は、学識経験者、行政関係者等のうちから、知事が委嘱する。

### (任期)

第3 委員の任期は、平成23年3月31日までとする。

### (会長)

第4 検討会に会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した委員が、その職務を代理する。

### (会議)

第5 検討会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会長が必要と認めるときは、個別に委員の意見を聴取することができる。

### (委員以外の者の会議への出席)

第6 会長は、必要と認める者に対し、会議への出席を求め、意見等を聴取することができる。

### (庶務)

第7 検討会の庶務は、環境政策課において処理する。

### (その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に必要な事項は、別に定める。

### 附則

この要綱は、平成22年4月28日から施行する。